

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2013.10.16 (水)
No. 206

意向はこれまで以上に十分に より丁寧に聴取

意向は口頭ではなく 調書に記入する

10月15日、さいたま市教組は市教委と人事についての団体交渉を2時間に渡って行いました。人事は私たちの勤務条件・生活と密接に関わる重要なことであり、確認したことを誠実に実行することを強く要求しました。

「進捗の情報提供なし」の理由示せず

市教委は、今年度の人事調書提出から内示まで間の「情報提供はしない」と表明しました。市教組（以降、組合）は、情報提供をしないとするやり方は血の通った人事ではないことを強調しました。交渉の場で市教委は、異動希望者本人だけでなく、校長に対して情報提供しないことを明らかにしました。昨年までは2月初旬に「希望で進んでいる」、2月中旬から下旬に「〇〇ブロックです」等の情報提供を行っていましたが、何ら問題は無かったことを市教委は認めています。情報提供を止める理由を「最終的には教委が決定して人事配置する」から、と述べたことにに対し、「去年までの人事は、第三者の介入

等で教委が最終的に決められなかったのか」と質問したところ、「第三者の介入はない」「教委が決めた」と回答しました。市教委は、人事実務を変更するに当たっての納得のいく理由を、最後まで説明できませんでした。

意向はこれまで以上に十分に より丁寧に把握する

進捗状況を本人に示さなければ、異動希望者の意向は、どのように受け止められているか全く分かりません。本人から校長への申し出がない限り、本人の心境の変化や意向の微妙な推移は把握できません。市教委は「これまで以上に意向は十分に、丁寧に把握する」「意向に沿った人事が99%以上実現できるようにする」

と回答しました。今までも校長の情実人事、恣意的人事はありました。市教委の校長ヒヤリングで果たして、公正で民主的な人事が進むのか、疑問はぬぐい切れません。また、校長の具申権を担保する上でも情報提供は必要だと考えます。組合は、情報提供があつてこそ、より丁寧な意向聴取であると述べました。

市教委は「覚悟を持って人事に当たる」と表明しました。丁寧な意向聴取になっているか、教職員は監視の目を鋭くし、不当な人事は徹底して排除しましょう。

調書の特記事項欄には何を書いても良い

組合は従来通り特記事項欄には異動できない学校名や理由、異動に際しての地理的な要望、子育てや介護等具体的な要望、また県立学校への異動の場合は全県一区になるので学校名を挙げて記入すること等、を認めることを要求し、市教委は特記事項欄には何を書いて

もかまわないこと、意向は見ることを明言しました。

意向は口頭で把握するより調書に書いて欲しい

異動希望のある人は、人事調書の特記事項欄に、自分の意向をより具体的に記入することが大事になります。意向は「口頭で聞く」と述べている校長がいますが、市教委は「調書に書いて欲しい」と述べました。

新任5年、同一校7年は一律機械的には行わない

人事方針が新任5年、同一校7年で異動となつていますが、生徒指導や特別支援学級での指導の継続性、退職までの残年数等で一律機械的には行わないよう要求しました。今年度人事方針から5年・7年に関して「原則として」が入りました。現実問題、5年・7年を超える人事があるので、妥当な方針と考えます。市教委は、新任6年目や同一校8年9年目の人も出てくることを述べました。

子育てや介護は十分に配慮する

組合は、子育てや介護等で異動の条件が厳しい人は、その点を十分に配慮して人事をすすめることを強く主張しました。市教委は、若い年代の子育てや親の介護問題を抱える世代への配慮は非常に重要と認識している、と述べました。子育てや介護等については、今までも配慮していたが、今までも以上に配慮することを表明しました。

退職時の勤務校での再任用もある

再任用の同一校勤務は、本人の希望に意向と学校の情報により実現可能であることが昨年の実績から明らかになっていきますが、9月に実施された再任用制度説明会でも、退職時勤務校での再任用があることを表記していません。交渉の場で改めて、再任用の意向調査で、現任校での継続勤務の意向があるかを把握することを確認しました。また、現任校での再任用は、勤務年数はリセットされて、1年目であることを確認しました。

短時間勤務の再任用の実現増を

フルタイムの再任用では

なく、短時間勤務の再任用を実現することを要求しました。国家公務員は定数外、県職、そしてさいたま市職員の再任用は全て定数外です。教職員だけが6割の給料でフルタイムの仕事をしているのはおかしいことです。短時間勤務を増やすことを強く要求しました。

市費臨時職員の職種は25日までに情報提供する

組合は、県費の再任用以外の雇用を検討している教職員に、情報提供することを強く要求しました。市教委は、再任用の意向調査の提出期限10月25日までに、市費臨時職員の職種等の情報提供は行うことを明言しました。

「新設特別支援学級への再任用配置は慎重に」は理解する

来年度、特別支援学級が新設される学校への再任用の配置は、指導の継続性をはじめ、臨採者と組んだ場合、年度替わりで担任が全員変わる事態も生まれる可能性がある等、慎重に進めるべき、と指摘しました。